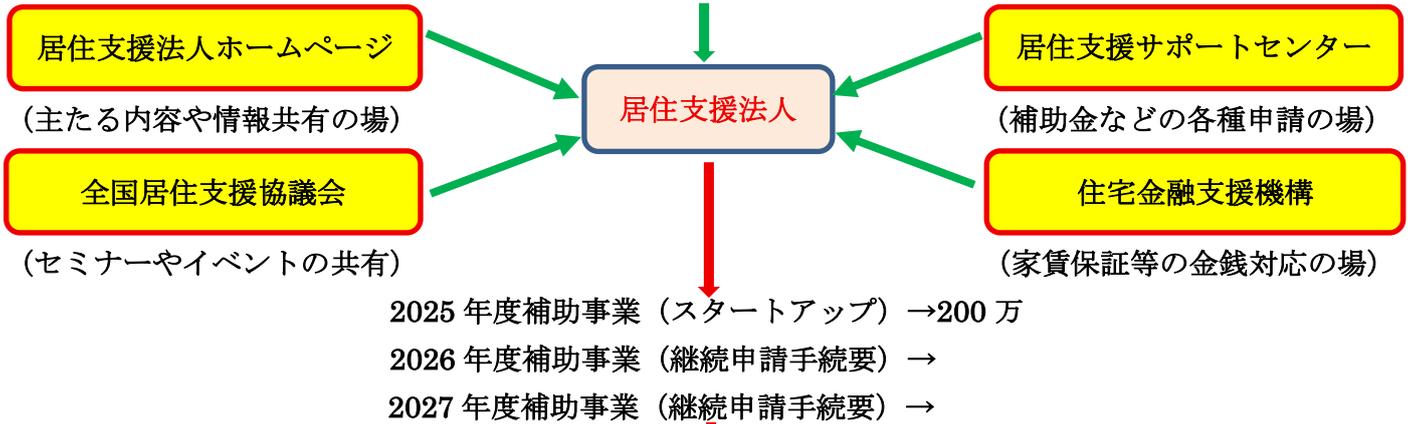


「居住支援法人」とは

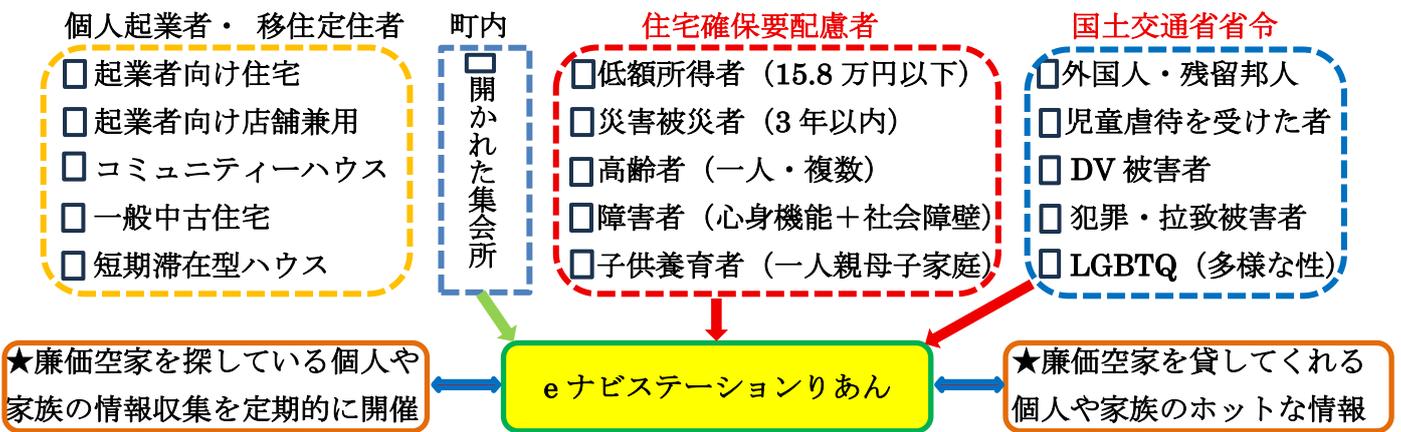
国土交通省×厚生労働省の共管

- ① 民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図る ② 生活支援の対策として廉価な空家を供給

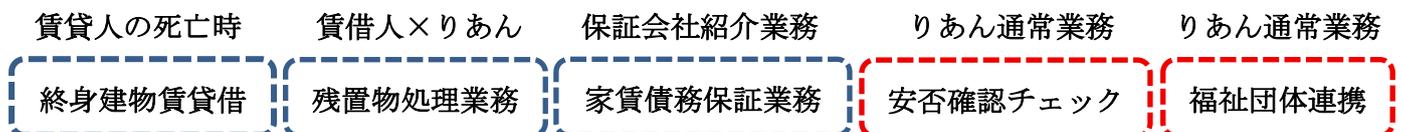
都道府県知事の認可（2025/4/1）秋田県で7番目に認可



「世代・生活スタイル別空家」(住まいが必要な第二種社会福祉事業としての福祉的空家対策)



「居住支援法人の役割チェック」(住宅セーフティーネット法改正に基づく)



「サブリースの場合」(差額で居住支援法人の役割を果たす) ⇒市営住宅家賃補助 ≤ 35,000円

- ① 賃借人⇒家賃はいくらまでなら払える？ (¥20,000円～¥40,000円以下) サブリース
- ② 賃貸人⇒家賃はいくらまでなら貸せる？ (無償使用可～¥20,000円以下) マスターリース
- 賃貸人(マスターリース) ⇔ りあん ⇔ 住宅確保要配慮者(サブリース) の差額で経費捻出
- ★ 目標10件(差額2万円×10件=20万→人員1名+経費捻出可) *業務提携可能
- ★ 目標20件(差額2万円×20件=40万→人員2名+経費捻出可) *パートか業務提携可能

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する一部改正法案」の概要

- ・ 居住サポート住宅→新築25㎡(既存住宅15㎡のケースも可)
- ・ 共同居住型住宅→専用居室並びに共用部分に対し基準項目条件有

「住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化」

- ・ 国土交通省と厚生労働省の共管(大臣同士が共同策定)
- ・ 市区町村による居住支援協議会設置の促進と居住支援体制の整備の推進(努力義務)